

○伊那市子ども・子育て審議会条例

平成25年6月28日

条例第34号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条  
第1項の規定に基づき、子ども・子育てに関する事項について審議するため、伊那市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(委員)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 子ども関係団体に属する者
- (5) 識見を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(伊那市保育行政審議会条例の廃止)

2 伊那市保育行政審議会条例（平成23年伊那市条例第8号）は、廃止する。